
平成29年 第3回(定例)吉賀町議会会議録(第3日)

平成29年9月15日(金曜日)

議事日程(第3号)

平成29年9月15日 午前8時59分開議

- 日程第1 議案第53号 新町建設計画の変更について
- 日程第2 議案第54号 動産購入契約の締結について
- 日程第3 議案第55号 吉賀町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第4 議案第56号 吉賀町地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第57号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第58号 平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第59号 平成29年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第60号 平成29年度吉賀町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第61号 請負契約の締結について
- 日程第10 発委第2号 吉賀町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 発委第3号 県費負担教職員人事権に係る現行制度の堅持を求める意見書(案)
- 日程第12 発議第5号 障がいのある人やその家族を支える環境整備の充実を求める意見書(案)
- 日程第13 発議第6号 地方の社会資本整備の促進を求める意見書(案)
- 日程第14 請願第3号 町道馬橋線の「馬橋」橋梁改良工事に関する請願書
- 日程第15 陳情第3号 七日市水路に関する陳情
- 日程第16 閉会中の調査報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第53号 新町建設計画の変更について
- 日程第2 議案第54号 動産購入契約の締結について
- 日程第3 議案第55号 吉賀町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第4 議案第56号 吉賀町地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第57号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第58号 平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

- 日程第7 議案第59号 平成29年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
 日程第8 議案第60号 平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）
 日程第9 議案第61号 請負契約の締結について
 日程第10 発委第2号 吉賀町議会委員会条例の一部を改正する条例について
 日程第11 発委第3号 県費負担教職員人事権に係る現行制度の堅持を求める意見書（案）
 日程第12 発議第5号 障がいのある人やその家族を支える環境整備の充実を求める意見書（案）
 日程第13 発議第6号 地方の社会資本整備の促進を求める意見書（案）
 日程第14 請願第3号 町道馬橋線の「馬橋」橋梁改良工事に関する請願書
 日程第15 陳情第3号 七日市水路に関する陳情
 日程第16 閉会中の調査報告について

出席議員（11名）

1番 桑原 三平君	2番 大多和安一君
3番 三浦 浩明君	4番 桜下 善博君
5番 中田 元君	7番 河村 隆行君
8番 藤升 正夫君	9番 河村由美子君
10番 庭田 英明君	11番 潮 久信君
12番 安永 友行君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中谷 勝君	教育長	青木 一富君
教育次長	光長 勉君	総務課長	赤松 寿志君
企画課長	深川 仁志君	税務住民課長	齋藤 明久君
保健福祉課長	永田 英樹君	産業課長	山本 秀夫君
建設水道課長	早川 貢一君	柿木地域振興室長	大庭 克彦君

出納室長 …………… 中林知代枝君

午前 8 時 59 分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は 11 人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1. 議案第 53 号

○議長（安永 友行君） 日程第 1、議案第 53 号新町建設計画の変更についてを議題とします。

本案については、質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。8 番、藤升議員。

○議員（8 番 藤升 正夫君） 8 番。提案の説明の中で、この新町建設計画の変更は、当初予算で出しておりました元白谷小学校の解体等にこの合併特例債を使えるようにするためであるというふうに説明があったかと思えます。合併特例債そのものの延長がされたということで、合併 15 年、その年度を含めて 15 年間の発行が可能となっておりますが、これにつきまして、この合併特例債の充当率が 95%、元利償還金の 70%が交付税措置をされるというふうなことになるということでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

今、議員おっしゃったとおりでございまして、合併特例債は充当率 95%で、元利償還金の 70%が交付税を措置されるという制度でございまして。

今のところは、平成 32 年度まで発行が可能となっておりますけれども、最近、去年だったと思えますけれども、県のほうからの情報提供では再延長はないんじゃないかというふうに聞いておりますので、32 年度で終了する予定です。

今までの発行状況なんですが、吉賀町で大体 32 億円程度の発行可能額がありますけれども、これまでに約 20 億円計上してございまして、残りが約 12 億円程度が発行可能額となっておりますので、あわせて御報告させていただきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第1、議案第53号新町建設計画の変更についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第54号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第54号動産購入契約の締結についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。この小型動力ポンプ付積載車の積載されているもので、ホースを背負って延長するものがありますが、これの積載もこの中に含まれているか、その点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

ホースを収納するかごのことだと思いますけども、この仕様書の中に入っておりますので、付属されていることに間違いのないと思います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第2、議案第54号動産購入契約の締結についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第3. 議案第55号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第55号吉賀町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。この条例につきましては、吉賀町商工会から話があったものということでお聞きをしておりますが、商工会のほうで、この7条に関して新たに、またはより積極的に取り組むという話というのは、何か出ていたのか、その点についてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをいたします。

商工会さんのほうも新しい事業にいろいろ最近取り組んでおられます。国の法律等も改正になりました関係で、事業承継、この辺には今後力を入れるというお話はされておりますが、具体的にこれとこれをやっていこうということは現時点では聞いておりませんが、前向きな新しい事業をやっていくというお考えであるようでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。今の事業承継の問題というのは、町内の、特に個人に近い、また個人でやっておられる方については、「もう自分の後は店はやれない」というふうに何軒かのお店の方は言っておられます。そういう場合に、個別にその事業者さんにいろいろな、事業者さんからの相談がなくても商工会のほうからそういうところに行って具体的な相談とかをやるスタッフの確保とかいうことについての御相談は、商工会のほうからはあるんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをいたします。

指導員さんが、今何人おられますか、4人ですか、おられますが、その方が中心になって各事業所等を歩いていろいろな御相談に乗っておられるというのが現状でございます。

その職員の体制が十分か不十分かということにつきましては、町のほうではっきり申し上げることはできませんが、現在検討をしておるのが、県とか、いわゆる関係機関が協議会を各自治体でつくって、この事業の承継、これにつきましてバックアップ、支援体制を強化しながら、そういう希望の事業所があればそこへ相談に乗っていこうという協議会の設立というものも今現在検討しておるといふ状況でございます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。既に、例えば近くで言いますと、益田市においては商工業振興会議というのを設置をしております。この振興会議というのは、この基本条例の中にその振

興会議の設置をうたっているわけでありまして、今回提案されているものの中には、その協議会の設置等についての言及もございませんし、また、今、町内事業所さんの中では人手不足というのが非常に各分野、医療、福祉、製造、ほかのサービス業も含めて人手不足ということが言われております。

そのような場合に、提案のときにも御質問させていただきましたけれども、教育機関との関係というのが非常に重要になってくると思いますが、そういう教育機関、金融機関、商工業の関係の方、有識者等が入る協議会での設置ということについて、現在どのような形でやる、この基本条例を実現をしていくという視点に立っての協議会の設置について、どのような方向を持っておられるのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをいたします。

現在、町または商工会、吉賀高校、それと企業さん等が入られまして、吉賀町の人材確保定着化推進協議会という協議会がございます。要は、この協議会は、町内の企業さん等への雇用の確保、それを目的の一つにもしておる協議会だと思っておりますので、そういう協議会を通じてこういうのにつきましては進めていけばというふうに考えておりますし、議員さん言われた教育関係、これにつきましては、小学校から高校を初め、その教育の過程で地域の企業を知ってもらう、または、その認識をこちらから伝えるということが大事だろうと思っておりますので、この条例のほうにはうたっておりませんが、その御協力はさせていただこうというふうに考えております。

この条例の中には当然うたっておりませんが、それを今からどういう組織を立ち上げていくか、また今ある組織を再編していくかという辺につきましては、今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第3、議案第55号吉賀町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第56号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第56号吉賀町地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第4、議案第56号吉賀町地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第57号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第57号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。これは提案のときに文言の訂正の分で、第6条の2項第3号中の名称に「被害者の保護等」の「等」が抜けていたという問題で、この法律につきましては平成25年に改正されていたものでありますが、そういうものが抜け落ちていた原因というのはそのままになってしまった要因として、どのようなものがあると考えておられるか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 制度的に大きく変わると、担当者もいろいろ出てきますので、

確認して変更するということになると思うんですが、その辺がちょっとなかったということで、そのまま見過ごしてしまったという部分が原因だろうと思っております。これについては、今後このようなことが起こらないように、上位法の改正等についても十分確認していきたいというように思っております。

それから、実際に条例改正については、最近を担当しております「ぎょうせい」のほうでそういった指摘をいただいております。その辺でこの辺も明らかになったわけですが、そういった部分がなくて担当者の部分でやる部分があったものですから、その辺で十分調整することができなかったという部分が原因だろうというように思っておりますが、最近「ぎょうせい」のほうからそういった指示等もきますので、そういうことが今後は起こらないのではないかというように考えているところです。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第5、議案第57号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第58号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第58号平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第6、議案第58号平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第7. 議案第59号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第59号平成29年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。7ページの一般管理費、職員人件費で時間外勤務手当が出ております。これは、7期の計画を策定するもんだというふうに御説明がありましたが、この第7期の計画のスケジュールについて、お聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

7期の策定のスケジュールということでございます。策定のために設置をしております策定委員会、これを10月と3月議会前の2月ごろに2回ほど開催をさせていただき予定としております。

現在、日常生活圏域ごとのニーズ調査、ニーズ量等の把握を行いまして、なおかつ第6期計画の評価・検証を着手しておるところでございます。そういったところを圏域内で持ち寄りまして、情報共有等々を行いまして、10月の第1回の策定委員会にお諮りをしたいと思います。その後、明らかになりました課題等々を整理をさせていただいて具体的な第7期のサービス量等を見込んだ計画、それに基づきまして最終的に第7期の保険料をどのようにしていくかというようなところを議論いたしまして、2月の策定委員会にお諮りをし、議会のほうには3月議会のほうでまた御説明をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第7、議案第59号平成29年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第8. 議案第60号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第60号平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。それでは、歳入の7ページ、国庫支出金のところで、雑入の中で消防団員安全装備品整備等助成というのがございますが、これは消防団員等公務災害補償等共済基金が行うものというふうにお聞きをしてよろしいですか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 御指摘のとおりでございます。基金からの助成でございます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。この共済基金の行います整備等助成であります。このたびの予算には当初予算の無線機分ですが、これ以外に防火衣でありますとか救命胴衣、反射チョッキ、これらに対してもこの補助金というのは使えるようになっております。

また、個別の健康診断事業というものもございまして、今後においてこの助成、どのぐらいと、いろいろなほかからの要望等も出ておるとお思いますので、どれぐらいこういうものが使えるようになるのかというような見通しのようなものはあるのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

今おっしゃったように、いろいろメニューはあるんですけども、その中でまず、吉賀町の消防団として何を整備するかということの中のを検討しなきゃいけないと思いますけども、それに基づいて要求もしていきますが、これも全国からありますので、必ずしも採択になるかどうか

ということはありません。ですので、これは申請をしてみないとその結果はわかりませんので、今回もだから当初予算の段階では計上しておりませんが、無線機を申請したら採択になったということで今回計上させていただきましたけども、そういった事情もありますので、まずは何を整備するかを町の中で検討し、そしてそれがまた助成がいただけるメニューがあれば、それを申請していくというそういう形に今後なるんじゃないかと思います。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 議案の10ページで、社会福祉総務費で時間外勤務手当が35万6,000円。それから、11ページの保健衛生費の保健衛生総務費でやっぱり時間外勤務手当が38万2,000円と。それで先ほどの介護の関係でしたか、特会でも17万円ということで、よく考えてみたらこれは皆そういう社会福祉関係の職員が時間外をせざるを得ないような費用が出ておりますが、そういう関係での労働超過というか、そういう方向になっておるのではないかと推察されますが、そのあたりについてはどのような状態なんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

社会福祉関係の勤務実態ということでございますが、現在、平成29年度におきましては、社会福祉関係で計画改定が6本ございまして、そういった状況もある中で通常の年度との業務量よりもかなりふえているという状況であります。そういったところから、時間外勤務についてもふえてきているという実態があるのは事実でございます。

ただ、その辺のところは、職員の異動等もございましたので、年度の前半部分に集中した部分もあるんですけど、年度後半につきましては極力時間外労働を減らす形での業務の見直し等々に着手していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 私は、労働超過になっているかどうかをお聞きしたんですけど、そのあたりについては明確な回答がございませんが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 職員全般についてのことでお答えしたいと思いますけど、今みたいなような、そういった今回の特殊な例で時間外がふえているということは、職場によってはそういうこともあろうかと思っておりますけども、職場全体として労働超過になるほどの時間外は行っていないというふうに認識をしております。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 財源の有効活用事業で、大野原グラウンドゴルフ場整備費が計上

されておりますが、以前はサッカー等でよくグラウンドが使われておりましたが、このグラウンドゴルフ場は完全に整備になるのに1年ぐらいかかるということではありますが、完全に整備になりますと、大野原の運動場を使う頻度が、真田グラウンドができたためにほとんど今使われておりませんとっております。

グラウンドゴルフが現在わずか使われておりますが、新しく天然芝のグラウンドゴルフ場ができますと、ますます今以上に大野原のグラウンドが使われなくなるといまして、当然ながら草も生えてきますし、管理費もふえると思うんですが、このグラウンドゴルフ場が完全に整備になった後の利用につきまして、何か、今から利用促進といいたいまいしょうか、今から考えておかないとますます宝の持ち腐れになると思うんですが、それについて何か計画はありますか。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 大野原の運動交流広場についての御質問でございますけれども、今議員御指摘のように、現在あそこのグラウンドにつきましては、グラウンドゴルフで使っておられます。それと、一部は消防の訓練場として利用されております。

御指摘のようにグラウンドゴルフ場が新たに整備されましたら、そちらのほうでグラウンドゴルフをされることが多くなると思いますので、確かに広場については利用が減るということはあるかと思っております。

具体的な対応策でございますけれども、今のところ持ち合わせておりませんが、指定管理で管理していただいておりますので、管理者とも相談をしながら今後進めていきたいというふうには思っております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。9ページで財産管理費のその他財産維持管理費で解体撤去工事費の追加で倉庫のほうの解体ということでしたが、それぞれの当初の分も含めてですけども、学校、それから倉庫、現地には2つありましたけれども、それぞれの面積はどのようになっているのか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

図面等が全然ございませんで、その辺で今設計のほうの作業にも入っておるんですけども、非常に苦慮しているのが事実でございます。

だから、正確な面積も今まだちょっとはかっておるところでございまして、個別の面積までは実際把握しておりません。ですので、本当に今設計士が概略で見積もった工事費が若干当初予算で不足するというので今回補正をさせていただきましたけれども、実際に設計が終わった段階では面積も出ようかと思っておりますので、今ちょっとその作業中ですので、御理解いただいたらと思

ます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。白谷小学校については617平米というものがございすが、後からあがったのでお聞きをいたしました。

当初の設計費が計上されていて、今設計そのものをやっていたらいいんですけども、この設計費をさらに追加する必要というものはないのか、お聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

これはもう入札が終わっておりますので、よほどの事情がない限りはもう、というか予算もありませんので、変更契約はないと思っていますけども、今後の補正はないと思われま。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。同じく9ページ、一般管理費のその他経費で嘱託職員の賃金が上がっておりますが、この嘱託職員の1日当たりか、ちょっと単位はわかりませんが賃金、幾らとして考えておられるのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

臨時職員の賃金の例に倣いまして6,000円と、それから通勤費を400円見ておりまして6,400円で、16日の半年間の計算で今回の予算を計上しております。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 14ページの教育費、中学校費の吉中の下水道接続について聞きますが、昨日経済委員会では要望のありました農業用水等につきましての現地視察を行いましたんですが、そのときちょっと思いつかなかったんですが、今見れば下水道接続がありますが、この農業用水等を接続する中学校の体育館等の後ろのほうの水路等もありますが、その辺そういう事業を工事するに当たって、その用水との接触といいますか交差するということがあるのかどうか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） 今回の下水道の接続工事に関しては、水路とは全く関連はありません。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。12ページの都市農村交流費の吉賀ツーリズム推進事業費で、追加で72万円上がっております。ことし行われたこの補助金を使つての事業の概略で結構ですので、どのような形でやったか、お願いします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 吉賀ツーリズム推進事業費中、移住体験プログラム支援事業費の補正について説明させていただきます。

補正内容につきましては、当初予算で108万円計上していたものでございまして、今回大学生との交流事業を8月25日から3泊4日で行いました。大学生28名、教諭5名が参加しております。その大学生の交流事業について支出をするところでございます。現在、支出見込みは、今回その交流事業で76万円と今見込んでおります。

それで、当初は20人程度を予想しておりましたが、予想を大幅に上回る交流となったため、今回第2回目の交流事業を行うということにしておりますので、補正予算を計上したところでございます。

交流内容につきましては、企画書をちょっと読み上げさせていただきますと、吉賀町内の中高生が都市部の大学生と交流を深めることにより、吉賀町の印象や吉賀町の魅力を再認識してもらいたいということが1点。それと、都市の大学生に吉賀町田舎暮らしの体験を通じて吉賀町のよさの発信、再認識を行いたいということ。それと、今後吉賀町へのファンをふやして今後の移住のきっかけとか定住のきっかけとかになっていけばいいという目的のもとに行われたところでございます。

内容は、田舎体験ということでトレッキング、川遊び等々行っておりますし、先般質問にありましたコウヤマキの自然観察会にも参加いたしました。それと、今の町内の温泉に泊まって田舎の料理を体験したりという非常に、感想の中では新しい体験をされたということをお述べられておりました。

以上、概略を説明させていただきます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。12ページの土木費で、道路新設改良単独事業費で、県事業負担金が上がっております、この県事業負担金の内容というか仕組みと、どういう場合にこの町から道路の新設改良についてですけども、負担金が発生をするのか、その点についてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問についてお答えをいたします。

今回計上をさせていただいております内容につきましては、吉賀匹見線の道路の概略の設計に対します市町村の負担金というところで計上されておるところでございます。全体の事業費といたしまして500万円を予定しております、その10%にかかります50万円を計上させていただいているというところでございます。

県につきましては、それぞれ工事につきまして、負担金を該当する自治体で負担をしているというところがございます。工事の内容等につきまして、それぞれ10%から5%という幅をもってございまして、急傾斜等県単であったり、それから工事の内容によりましては10%かかるものもございまして、現在柿木第一地区で行われております急傾斜事業につきましては、県単の事業ということで5%の負担がかかっているというところがございます。

事業それぞれの内容につきまして負担率が違うというところございまして、大変申しわけございません、私のほうが詳細に内容を承知しておりませんので調べさせていただきまして御回答させていただきたいというふうに考えておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（安永 友行君） 休憩後に報告できるそうですので、そういうことでよろしく。ほかにありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。13ページで、消防費の食糧費でございまして、この分につきまして、選手とか支援員の方を除いた参加者の方に自己負担というものを求めてもよかったのではないかというふうに思いますが、その求めなかった理由についてお聞きをいたします。といいますのは、留守番の団員との公平性という視点からお聞きをするものであります。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） これにつきましては、負担金も徴収したらということもありましたけれど、そうしたことによって団員の方の参加も減るんじゃないかなという懸念もあったので、できるだけ多くの方に参加していただくということ。議員おっしゃいましたように、出られない方というのもいらっしゃいますし、いわゆる残っていただかないと有事の際に困りますので、人選して残っていただいた方との不公平感というのはあったかとは思いますが、これにつきましては私のほうで、負担金はとるのはやめましょうということで、私の意見を通させていただいたというところがございます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。通常、予算等から事業との関係でいきますと、予算の事前議決の原則というものがございまして。そういう点からしますと、既に8月27日に行われている事案でございまして、その事前議決の原則とのかかわりで問題はないというふうに考えるのか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） ほかの予算をかき集めればできないことではなかったんですけど、やはりそうしたようなやり方よりは、やはりきちんと予算をとってやったほうが優勝された皆様方に対しての私どもとすれば本当のお祝いという気持ちになるので、議員がおっしゃいましたように先行してやって、後御了解いただくというところがございますので、この件につきましてはイレギ

ユラーの部分があるということは承知しながら、このように御提案をさせていただいておるところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

ここで10分間休憩して、一般会計の補正予算については続行いたします。休憩します。

午前9時53分休憩

.....

午前10時09分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

一般会計補正予算の質疑が残っております。

なお、先ほどの8番、藤升議員の質疑に対しての建設水道課長のほうからの答弁残りがありませんので、それを最初に行います。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、先ほど御質問がございました道路事業についての負担率の件についてお答えをさせていただきたいと思っております。

県単の工事、それから国庫補助等をいただきながらする事業等の2種類がございますけれども、国庫に係るものについては負担はかかってまいりません。県単の工事についてのみかかってくるということでございまして、今回、吉賀匹見線の工事につきましては、新世紀道路ネットワーク整備事業という事業を使っておりますけれども、これの改良系に係りますものが10%ということで、今回の50万円を計上させていただいてるという内容でございます。

そのほか、県単の工事といたしましては、生活関連事業というのがございます。これについては幹線道路でない道路、生活に関連する道路でございます。そういった道路につきましては少し率が上がりまして15%ということの負担の割合になっているというところがございますので、お答えをさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑ありませんか。3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 12ページの一番下の020、河川の改良工事費で有飯、畑詰と聞きましたが、ちょっと聞き逃したところもありまして、その内容的なものをちょっとまず伺います。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

今回、河川事業で計上させていただいております工事につきましては、有飯川の護岸の復旧工事と、それから畑詰の河川の護岸の復旧でございます。畑詰につきましては、畑詰の地区を正面に見まして上流側の谷がございます。その谷の谷止工の部分が浸食をされております。そういった関係で右岸側の、自然護岸でございますけれども、そこがどんどん浸食されていくということ

で、ふとんかごを設置し、その私有地を守っていく、また、河川の水の流れを正常に戻すという工事でございます。

それから、有飯川護岸ということでございますけれども、これは旧吉川建設さんの建物がございまして、その下側の谷がございまして、その谷の護岸が一部崩壊をしているというところで、その復旧工事ということでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） この河川については県の関連もあると思うんですけど、この有飯、畑詰以外にもいろんな河川でそういった工事が必要なのところがあると思います。

一つ、町民の方からいろいろ意見もあるわけですけど、県に言ったこともあるんですけど、川が今ど真ん中に木が立ったりして、今までそういった質問はあったと思いますけど、そういったものをどうするかと。あとやはり清流日本一だった川なんで、ヨシですね、ヨシをこれ撤去するとか、そういった今後の予定と申しますか、そういうようなのがあればと思いますけど。

まず、この有飯、畑詰以外にこういった改修工事が今後も見込まれるのかいうところをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

河川の改修工事が今後もあるのかという御質問でございますけれども、現在のところ、ここを修繕をしていきたいというところについては具体的に持っておるわけではございません。ただし、我々が気がつかないところ、それから要望等をいただいてもなかなか手が出せないところ、それから用地の問題もあるところ、いろいろとございます。そういった部分につきましては、緊急性の高いもの、そしてまた発生をし、こちらが調査をして非常に危険であるというものについては随時対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 是非、お願いしたいと思います。

先ほど言いました川の木ですよ、木が目にも余ると申しますか、景観が悪くなって、今、ヨシですね、その辺はどう考えますか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 高津川におけます立木、立ち木等の処理、それからヨシの問題でございますけれども、現在、県とそれから吉賀町で事業費を出し合いながら河川浄化事業というのを実施しております。その部分では、地区の皆様方にヨシを刈っていただきまして、それに対しましての助成をするという形のもののが事業を行っているのと、それから町直営で河床掘削、

それから、もちろんヨシ等も刈り倒すということはいたしますけれども、基本的に町がする場合には河床の掘削等々で浄化事業というのを展開しとるところでございます。大部分のところについてはそういった部分で対応していただいとるところでございますけれども、今議員が言われましたとおり、立木の問題でございます。これにつきましては、土木、県のほうにもいろいろと要望しております、鹿足土木協会を通じて県知事、それから県の土木部のほうへも要望してとるところでございますけれども、立木というものにつきましては、切り倒して置くということがなかなかできません。倒したのものについては、河川外に搬出をしていかなければならないということございまして、非常に事業費もかさむとるところでございます、県としましても対応はしたいというふうには回答しておりますけれども、なかなか予算がないというのが現状でございます。

そうはいいまして、正国公園の前の立木等については、強い地元からの要望等もございまして、県の今の河川浄化事業を町と県とで出し合いながら、今事業しているというところでございます。

高津川の立木については、非常に危険だから除去してくれという声はたくさん聞いておりまして、こちらとしましても県のほうには要望してるとるところでございますけれども、なかなか進んでいないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） ヨシの関係で住民の方に刈ってもらおうと、そういったことを言われたわけですが、なかなか住民というのが高齢化も進みまして、各地域でもそうだと思いますけど、田んぼの草刈り、道路の木の草刈り等々、いろいろ高齢化になりまして、なかなかその作業自体が難しいと。そういう時期、もうなってますし、だからそこはやはり町、県にお願いするしかないということがありますんで、そういった意味も含めて伺ったわけですが。現状がそういった作業する人がいないというところをやっぱり踏まえてやってもらわないと、幾ら予算がないないと言いましても、せっかく清流日本一ということもありましたので、そこら辺をもうちょっと真剣にやってもらえればと思います。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 今議員が言われましたとおりに清流高津川でございます。きれいな環境で町に来ていただく方、そして町の方々も潤いのある生活ができるように、町としましても努力をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。11ページの環境衛生費の斎場の嘱託職員に募集をしたけ

れども応募がなかったということでもございました。いっそなかったというふうにお聞きをしてよろしいですか。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えします。

全くなかったというのではなくて、合格、採用される方がなかったということでもございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。ないようですが、よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、議案第60号平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）に対する反対の討論を行います。

先ほどの質疑でもございましたが、非常備消防費の食糧費の支出について、参加費を求めなかったことは、参加できた団員と留守を守る団員の不公平感をもたらすこと、また、予算の提出前に実施したという予算の事前議決の原則に反するというふうに判断されるものであり、反対をせざるを得ないということで反対の討論とさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第8、議案第60号平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第9. 議案第61号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第61号請負契約の締結についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第61号につきましての御説明を申し上げます。

請負契約の締結について、下記工事について請負契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付

すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第49号）第2条の規定により議会の議決を求める。平成29年9月15日提出、吉賀町長中谷勝。

記。1、契約の目的、平成29年度相生橋側道橋架設工事（下部工A2橋台）でございます。2、契約の方法、一般競争入札による文書契約。3、契約金額、4,525万2,000円、うち消費税額、335万2,000円。4、工期、吉賀町議会の議決のあった日の翌日から平成30年3月16日まで。5、契約の相手方、島根県鹿足郡吉賀町七日市831番地、有限会社佐々木建設、代表取締役佐々木富隆でございます。

詳細につきましては、担当いたしております総務課長のほうから御説明申し上げますけれど、この入札につきましては低入札ということでございましたので、低入札を審査させていただきまして、私どもとすれば、工事に耐え得る金額であるということでございましたので、落札者を決定させていただいたものでございます。よろしく申し上げます。失礼しました、総務課長と申し上げますが、建設水道課長から説明いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。

早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第61号請負契約の締結について、詳細の説明をさせていただきます。

この工事でございますけれども、平成29年度相生橋側道橋架設（下部工A2橋台）の工事でございます。この工事は、平成27年度から工事を開始しておりまして、27年度には、橋脚の工事を1基設置をいたしました。それから、平成28年度には、右岸側の橋台Aの1というのを設置をしたところでございます。今回、29年度といたしまして、左岸側にA2という橋台を設置するものでございます。

入札の結果でございますけれども、予定価格といたしまして5,680万円、これは税抜きでございます。それから調査価格といたしまして、税抜きで5,160万円でございます。

応札をされた業者につきましては、ごらんとおり10者ございました。一般競争入札でございます。調査基準価格を下回りました2者について審査を行い、佐々木建設さんにおいて適正に工事が施工できるというところの決定をいたしまして、現在、仮契約書を締結しておるところでございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） まず、第1点ですが、予定価の5,680万円に対して落札額は73%の4,190万円ということですが、調査基準価格に全然至ってないということで、何年前、民主党の時代にはコンクリートから人へというようなことで、公共工事がどんどん安くな

るということで、予定価の大体七十二、三％で落札されとった経緯がございますが。そのときにそれだけ安くしてたら、下請の業者とか人夫さんなどに支払うのが減ってきたということで、この調査基準価格が5,160万円ということで、大体予定価の90％まで引き上げられた経緯がございます。

今回のこの落札結果によりますと、当時の民主党の時代であったころの73％というところに落ちついていますが、本当にこれで人夫賃とかそういうところへのしわ寄せはいかないのかどうか、そのことをお尋ねします。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

人夫賃等にしわ寄せはいかないのかというところでございます。この工事は、大きく仮設工が主な工事でございます。といいますのは、橋台を設置するために床掘りをしなければなりません。その床掘りの仕方をどういうふうにか考えるかというところで、基本的には大きくお金が動くという内容のものにもなっております。

例えば建築等で建物を建てる、形のあるものをお金にしていくということになりますと、金額的なものもそういった基準的なものもございますけれども、それよりもできるかできないかというところが問題になろうかと思っております。

今回の橋梁の工事でございますけれども、今言いましたように仮設が大きくウエイトを占めてるという関係で、仮設工の考え方によっては、その金額も言ってみますと低く抑えることもできるということでございます。もちろん、この価格がということになりますけれども、こちらとすれば安全で確実に施工ができるだろうという参考の見積もりをしたというところでございますけれども、業者につきましては業者努力によってその部分を大きく削減をし、安くできるよというところでの内容でございます。ですので、そういった仮設工法の検討によった差異というふうにか考えておりますので、今議員が言われましたような労働していただく方、人夫賃等の影響については、ないというふうにか断言する根拠はございませんけれども、こちらとすれば適正に工事ができるというふうにか判断をいたしましたので、そういった決定をさせていただいたというところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 低価格入札だから、それなりの資料を求めて確認されると思うんですが、今、人夫賃とかそういうことのみならず資料は断定できないと言われましたが、そこまでは確認しておられないのかということと、もう一つ、A2橋台ですから、要は河川内での工事、しかもこれが側道橋ということですが、一応人が通る歩道橋だと思いますが、その橋台ということで一番基礎になるところですので、手抜き工事等があったら困りますが、極端なことを言いますと、

A1橋台で今そこをやってるから、例えばそういう重機の運搬が安く済むから大丈夫だとか、いろいろ安くなることはあると思いますが、今回、この落札された佐々木建設さんがA1橋台を施工しているのかどうなのか。それから、今言われました人夫賃とかいろんな納入物品とか施設、それらの細かい設計を確認しとられると思いますが、その辺についてそごはなかったのかということをお尋ねします。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

詳しい内容の調査をしたのかという内容でございますけれども、低入札価格調査判定基準というものによりまして、業者より詳しい見積もりの内容を取り、その内容を検討し、判断をし、下した結果でございます。それぞれの価格に言うてみれば基準の割合がございますので、それについてクリアをしているという判断をいたしておるところでございますので、基準を下回っているものはないということでございます。

それから、橋台等がきちんと施工されないのではないかとということもございますけれども、橋台等の数量、それから施工等に数字の変更はございませんので、きちんと橋台ができ上がってくるだろうというふうに判断をしてるところでございますし。私が申し上げましたのは、仮設のやり方によって内容的なものも変わっておるというふうに言いました。我々が計画をしました方法ではない方法できちんと施工ができるということの提案でございますので、それについて判断をしたというところでございます。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 労務費の関係でちょっとお答えしますけれども、今回の業者から提出いただいた資料の中に労務者の具体的供給見通しというのがありまして、その中にちゃんと人件費の単価も出ておりますけれども、ちょっと数字は申し上げられませんが、極端に低い日当とかそういうものは見受けられませんので、御報告をさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 低入札につきまして、2者から資料を提出していただきまして、どちらの業者もこの価格でやれるということで、そういった資料を出していただきました。どちらも、応札された方はそうだと思うんですけど、鋼矢板を打ち込むということが大きな工事費になるということなんで、自分とこでなしによその業者を依頼してやられるようないわゆる見積書といえますか、こういった事業がこれだけでできますよというような資料をいずれもいただいております。

そういった中で私どもとすれば、これではできないんじゃないかというようなことまではありませんので、こちらもそれだけの技術もありませんし、そうやった業者が町外業者の大手、そう

いった専門がやれるというような資料をつけておいでになってるので、私どもとすればやれるんであろうということと、人件費につきましても、先ほど課長が申しあげましたような突き合わせをした中での割合でそれ以内であったということであるので、私どもとすれば、ここに指定をしないという理由が、今度は説明する理由を私どもは提出ちゅうか、私どもそれはできませんので、やれるということでそういった資料を出されれば、私どもとすれば、これを落札者と決めざるを得ないというようなことでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） ある程度わかりましたが、仮設工法が違うということでしたが、ここでそういう質問して縛りたくはありませんけども、まさか実際にやってみたら、やっぱりだめだったと。提案した仮設工法は違ったので、また増額しますというようなことはないような監督をきちんとしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃいますとおりに、最も当たり前のことでございます。低く抑えてできないから増額ということはある得ないというふうに考えておりますし、その件につきましては、こちらからもこの工法に対して増額の対象にはならないということをきちっと申し述べさせていただいているというところでございます。きちっと監督をし、工事が適正にできるように監督をしていきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 先ほど来、質問が出ておりますから、様子は大体わかったんですけども。ただ、私が思うには、この予定価格っていうのが5,680万円ありますよね。それで調査基準があって、その間が520万円の差で調査基準があるわけですが、それより下がって、私は請負業者の人はこれでできますよということで低入されたわけなんですけども。というのが、ほかの調査基準にそのまま入れた方もおられますが、1番と2番と前に三浦土木さんがやられたと思うんですけど、それは内容が違うとは思んですけども、800万円の差異が出てますし。ということは、私は最初の予定価格の積算ですよ、それが過大だったのかどうなのかということも一つ疑問もあるんですけども。仕事をとりたい一心でいろんな努力をされて外注されるのが、掘削とか、仮設のほうがかなり安くなるとということではあると思うんですけども、その企業努力は買いますけども、そういったことがこの前の一般質問でも言ったように、これが全部該当するとは言いませんが、過去にも一回、私の記憶ではありますが、そういったことで業者さんが余り利益を生まないということになりますと、先ほど2番議員が言われたように、手抜きとか材料を変えるとか、外注を泣かすとかちゅうことはないにしても、いろんな弊害が起きて地域経済

に対して影響があるんじゃないかと思うんですよ。今回に限らずですよ。今後もそういうことが起き得る可能性が、財政が厳しいわけですから、そういうことが起きたときの考え方をもうちょっと真剣に考えて私はいくべきだというふうに思うんですが、どうなんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 私ども決して真剣に考えてやってないわけじゃないんでございますし、制度上そういう、いわゆるこの前の一般質問でも私御答弁しましたように、最低制限価格があるやつは下がったら一発で失格なんですけれど、ああして大きな事業というのはそれだけのやっぱり利益幅があるから低入札というような制度を設けてあるんだろーと思えますし。私どもの中で議論したのは、やはり私どもとすれば、できるというのをできないちゅうものを私どもが明らかにしないとできないわけで、備中屋のときには低入札の部分について私どもがいろいろ危惧したのは、解体していくのにトラックなり重機なりないので、そういったものはどうされますかというようなことを私どもの疑問として業者に投げかけた場合、そのときには何も返答がなかったんで失格とさせてもらったわけですが、今回は今言うように、いわゆる鋼矢板を打ち込むのを、昔のパイル打つようなもんでなしに、掘削しながら打っていくようなもので、私ども昔は1メートルぐらいのところからハンマーを落としたときがN値1とかって言ってましたけど、N値250だったかな、ぐらいなんだけれど500ぐらいの能力があるんだとかいうような資料が出てきてくれば、私どもとすれば、それを覆すような能力もなけりゃ技術もなし、それだけのことを全国でやっとならるんであれば信用するしかないし、議員言われましたように、できなければ、これはその業者と請け負ったとこの関係であって、私どもとすれば、ちゃんとした工事をやってもらえればええことであって、会社が赤字になれば、それはしようがないと思うんですよ。それがそれでとってやれるということやってきたんだから、地域経済がどうなのかちゅうことになれば、また昔のように談合とか何とかちゅうようなことも出てくるんじゃないかならうか。99.9%でとつるかどうとかちゅうのが、東京都のほうのオリンピック施設にあるようですけど。なかなかこちらではそういった業者間の昔はあったようですけど、業者の間でやはり自分はこの仕事をとって残したいと、やってみたいというのがあれば、ある程度マイナスになってでもやる方もいらっしやるかもわからんし、業者間の経済的なことまで私どもとすれば、検討してまで発注するわけにもいきませんし。私どもはやはり制度にのっかって、国なり県なり、また県の基準に準じてやっていますんで、そういったものをクリアしておれば、私どもとすれば、それを是とせざるを得ない。先ほども何回も言っていますけど、これじゃだめなんだよということをこちらが証明できればいいですけど、やれるというんなら、やっぱりやっていただかなきゃ。そのかわり、この前も話したんですけど、担当課は、これはしっかり監督しなきゃ大変じゃけど、よろしく頼むねということなんですけれど。やはりそれは今言うように、落札者といわゆる鋼矢板を打ち込む業者と

の関係でございますので、できなくなるからって帰っちゃったときには、それはその落札者がしっかり責任とって、また別の業者を連れてくるか、倒産するまでも頑張ってもらわなきゃ、私どもとすりゃ困ると思うんですけど。だから、議員おっしゃいますことまで議論は、私どもとすればできないのが現実ということでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 町長が言われることはわかりますよ。わかりますけどもですね、私はやはり先ほど言ったような大きい工事だから大きくもうかる。それは違うと思うんですよ。大きい工事ほど大きい業種、材料であったり、歩掛かりであったりするもんがいるから大きい予定価格というものを組むんだと思うんですよ。だから、大きいから大きいもうけがあるから、それで応札をするほうが勝手に、私らの業界でも言えることですが、それはもうからんとやめりゃええんじゃけえねちゅう言い方もあるかもしれませんが、やはりそこである程度のところを何ぼ審査してこれはできるんじゃけって、監督しっかりせえよっていうことでしょうけども、やはり地域経済とかだんだん疲弊する中で絶対に必要な業界でもありますし、そういうことをやはり考えて対応していただきたいということがありますし。私はどこまでもそういう考え方なんですけども。やはり失格制度というのを線引きというのを全国でもきちっとやっておられますから、その辺をぜひ検討に入れて考えていくべきであろうというふうに私は思います。意見です。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 昔から議論かみ合わないので、最後までこうやってかみ合わない。いつも思うんですけど、解体なんか特にそうなんだけど、こんなにかかるのっていうのがある。やっぱり行政が仕事をすると、どうしても割高になる部分があるんですよ。そうした中でやっぱりこれでやれると言われれば、私どもとすれば、なるべく経費を抑えてやるのが本当であるし、これが地元の業者で全て完結するんならいいけど、地元の業者でできないから、ああして松江のほうから連れて来てやるような提案になっとるわけですけど、今の低入札の2業者は。ほかの業者でもそういったことでなければできないわけですから。それじゃ、地元経済、地元経済ちゅうけど、ほとんどがそういうとこへ持っていかれるわけやから、やっぱり地元の業者でももう少し、やはり大きくなって、よそから仕事をとってくるぐらいになれば、そういった機械なり労務者なりを確保できるだろうと思うんですけど、やはり小さい町で小さい業者がたくさんいる中でお互い生きていかなきゃならないから、なかなかそういうとこまでならないというのが現実なんで。幾ら議員がそう言われても、今言うように低入札の場合、それじゃどこまで下限なのかちゅうのは、これもやっぱり、ただできると言やあそれでええのかという部分もありますが、これについてはこれからの検討課題であろうというふうに思ってますけれど。やはり今のように、ほとんどが多分今の工事なんかというのは、町外の業者が持っていかれるのだろうと思うんですけど。やはり議

員が言われても、行政の立場における者は、なかなかそういうことにはならぬので、何ならあなた次出られて、ここへ立ってやられたらどうですか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 済みません、ちょっと補足をさせていただきたいと思いますが。例規の中にありますけども、吉賀町建設工事低入札価格調査制度実施要領というのが町の例規集の中にもあるんですけども、これの中で下限が全く定めてないわけじゃございませんので。例えば今回の2,000万円を入れたらその2,000万円が通るかという、これはもう失格になりますので、この中ではちゃんと明確に、直接経費は設計金額の85%以上とか、共通仮設費は設計金額の70%以上とか、一般管理費が30%以上というふうに下限はちゃんと設定してありますので、これをクリアしないと低入札の調査の対象にもならないということです、その辺はお伝えしようと思います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） いろいろ御説明がありましたので、その件は別にして、今、課長言われましたように、町はたしか5,000万円以上の金額を低入を認めるとありますが、県は1億円だったと思います。そこで、大体のことが県に準ずるということで聞いてるわけですが、これが5,000万円と1億円という違いがある理由を説明をいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 済みません、ちょっと県の制度は、私、今把握しておりませんので、ちょっと県のほうはわからないんですが。町のほうでは一応5,000万円までを最低制限価格を設定する工事ということでやらせていただいています。500万円以上5,000万円までの金額を最低制限価格を設けます。ですので、その最低制限価格が下回ると即失格ということになります。5,000万円以上の工事について、この低入札価格調査制度というのを設けてますので、ちょっと県との整合性——ただ、県の工事と町の工事は多分規模も違いますし、県では多分数十億円というような規模もあると思いますので、その辺のところでは若干ちょっと、全くイコールにはなってませんが、要は最低制限価格を設定してる工事を上回るものについて、町のほうではこの低入札制度というのを実施してるということで御理解をいただいたらと思います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 説明はそうなんですけど、私が聞きたいのは、県に準ずるということであれば、県に準ずるこの考えがあるのかどうかということをお聞きしたわけです。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

例規上もそうなんですけど、最低制限価格を設けない工事ということでやっていますので、多分

最低制限価格の違いが県と町でやっぱりそこに差があるんだらうと思うんですが、例規上は多分同じようになってくると思うんですけども、そこでやはり工事の発注額等の差でその差が出ているということだらうかと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第9、議案第61号請負契約の締結についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10. 発委第2号

○議長（安永 友行君） 日程第10、発委第2号吉賀町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。8番、藤升議会運営委員長。

○議会運営委員長（藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となりました発委第2号、これを読み上げて提案をさせていただきます。

発委第2号、吉賀町議会議長安永友行様、提出者、吉賀町議会議会運営委員会委員長藤升正夫。吉賀町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び吉賀町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

理由といたしましては、議会基本条例に基づき議会広報広聴のさらなる充実を図るためでございます。

めくっていただきまして、吉賀町議会委員会条例の一部を改正する条例、吉賀町議会委員会条例（平成17年吉賀町条例第194号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号の次に、次の1号を加える。（3）広報広聴常任委員会5人、議会の広報及び広聴に関する事務。附則、この条例は、平成29年10月30日から施行するでございます。よろ

しくをお願いします。

○議長（安永 友行君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより提出者に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第10、発委第2号吉賀町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第11. 発委第3号

○議長（安永 友行君） 日程第11、発委第3号県費負担教職員人事権に係る現行制度の堅持を求める意見書（案）を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。2番、大多和総務常任委員長。

○総務常任委員長（大多和安一君） 総務常任委員長の大多和です。

それでは、発委第3号を読み上げて提案にかえます。

発委第3号、平成29年9月15日、吉賀町議会議長安永友行様、提出者、吉賀町議会総務常任委員会委員長大多和安一。

県費負担教職員人事権に係る現行制度の堅持を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び吉賀町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

理由、島根県全体の教育水準を維持し、町村立小中学校の安定的な運営を行うため。

1枚おはぐりください。県費負担教職員人事権に係る現行制度の堅持を求める意見書（案）。

現在、松江市、出雲市から島根県に対し、県費負担教職員の人事権を当該市に移譲するよう要望がなされているとのことである。移譲を求める市側は、平成27年の閣議決定で中核市への教員人事権移譲について積極姿勢が打ち出されたことを主な論拠としているが、その閣議決定では、現行の人事権を所管する都道府県及び影響を被る小規模市町村などの理解を得ることが大前提と

されている。

島根県においては、県費負担教職員の人事権を中核市などの大規模な市に移譲することの是非について、既に平成19年に関係機関からなる検討委員会の答申において、現時点での移譲には解決すべき課題が多く可能性は低いと結論づけられたところである。

当町にとっても松江市や出雲市に人事権が移譲されることになれば、町立小中学校の教員の安定的確保や適切な教員配置に著しい支障が生ずるおそれがあり、到底容認できるものではない。したがって、県当局におかれては、今後とも島根県全体の教育水準を維持し、町村立小中学校が安定的に運営できるよう、県費負担教職員人事権に係る現行制度を堅持されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。平成29年、島根県吉賀町議会。提出先として、島根県知事溝口善兵衛、島根県教育長鴨木朗様。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 以上で提出者の提案理由の説明が終わりました。

提出者に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第11、発委第3号県費負担教職員人事権に係る現行制度の堅持を求める意見書（案）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、発議第5号

○議長（安永 友行君） 日程第12、発議第5号障がいのある人やその家族を支える環境整備の充実を求める意見書（案）を議題とします。

本案については総務常任委員会の報告を求めます。2番、大多和総務常任委員長。

○総務常任委員長（大多和安一君） お手元に委員会審査報告書を配付しておりますので、これを読み上げて提案いたします。

平成29年9月15日、吉賀町議会議長安永友行様、総務常任委員会委員長大多和安一。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、事件の番号、発議第5号、件名、障がいのある人やその家族を支える環境整備の充実を求める意見書（案）。2、審査年月日、平成29年9月12日。3、審査結果、可決。可否同数のため、委員長採決により可決といたしました。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で委員長の報告は終わり、これより委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 私は発議第5号に反対をいたします。

理由は、この発議5号によりますと、障がいのある人やその家族というふうに限定をされております。この発議の中身、内容については全く反対するものでなく賛成をするところであります。この5号につきましては、障がいのある人やその家族というふうに限定をされております。私は、サービスは町民は全て公平、平等に受けるべきであると思っておりますので、この障がいのある人やその家族というふうに限定をされている発議5号につきましては反対をいたします。

以上であります。

○議長（安永 友行君） それでは、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第12、発議第5号障がいのある人やその家族を支える環境整備の充実を求める意見書（案）を採決します。この発議に対する委員長の報告は原案可決です。この発議は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第13. 発議第6号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第13、発議第6号地方の社会資本整備の促進を求める意見書（案）を議題とします。

本案については質疑が保留をしておりますので、これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。提出者にお聞きをいたします。

先ほどの一般会計の補正予算のところで、道路新設改良単独事業費に係る県営事業負担金ということについての質疑をさせていただいております。このような県が行う事業に対しての負担金というものは、私はこういうことはなくすべきであるというふうに考えております。今、この意見書の中では、社会資本整備ということで道路等の整備また農業基盤、上下水道等々述べられておりますが、その地元の負担ということに対してどのような形で考えて出されているものか、お聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） それについて先ほど執行部のほうから、県の負担金についていろいろ御説明がありましたけれども、ある程度、今、現行の制度としてはそのように負担金があるというふうな制度になっておりますので、できればないにこしたことはないかもわかりませんが、容認せざるを得ないのではないかと思います。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、発議第6号地方の社会資本整備の促進を求める意見書（案）について、反対の討論を行います。

この意見書につきましては、特に国庫補助負担率のかさ上げの部分が大きい内容になっているというふうに考えます。既に国交省においては、これの継続ということが一部報道等もされておりますが、この道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正をするという中でこの措置がとられているものであります。一定の社会資本整備は重要ではありますが、一般財源としてそれぞれの自治体におきまして必要な整備を行う。その財源としては、一般財源化されたものがほとんど使われているという現実がございます。

また、私は道路等整備をするに当たって地元の負担というものは、県の事業であれば県がしっかりと責任を持って行う。しかも地元負担をするから県が採用するとかいうような形のものというのはあってはならないことであるというふうにも考えております。

以上、述べました理由におきまして、この意見書（案）に対して反対の討論といたします。

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第13、発議第6号地方の社会資本整備の促進を求める意見書（案）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第14. 請願第3号

○議長（安永 友行君） 日程第14、請願第3号町道馬橋線の「馬橋」橋梁改良工事に関する請願書を議題とします。

本件についての経済常任委員会の報告を求めます。5番、中田経済常任委員長。

○経済常任委員長（中田 元君） 平成29年9月15日、吉賀町議会議長安永友行様、経済常任委員会委員長中田元。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。1、受理番号、第130号、請願第3号、件名、町道馬橋線の「馬橋」橋梁改良工事に関する請願書。2、審査年月日、平成29年9月14日。3、審査結果、採択。賛成多数と決した。4、意見、①補修工事等は早急に行い、安全性を確保すること。②町単独事業での橋梁改良は困難である。③施工面、費用面からも高津川河川改修事業との合併施工が最も合理的な方策であるので、河川管理者等関係機関に強く働きかけること。

以上です。

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの経済常任委員会の報告に対しての委員長に対し質疑を許します。質疑はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） この件は以前も出たことがあると思いますが、実際に1、2、3と意見が書いてありますが、地元の方の必要性というのは、それは理解できるわけですけど、

実際に2番に町単事業での改修は困難であるということがここに記されているわけですが、それだったら3番の高津川河川改修事業とのこの併合といいますか、あわせてやるという文面もあるわけですが、県としてそのようなことを、県の意見としてそういうことが可能なかどうかということをお聞きしとるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○経済常任委員長（中田 元君） 県と私どもは直接このことについて折衝はしておりませんが、町の単独事業での橋梁工事は困難ということは、国道とそれから橋との接触面ですか、国道との接触、それから河川工事等の今からの計画等もあるそうでございますので、それとあわせてやるという方向が一番いいという結論から、このような意見として出させていただきます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 今の3番の意見としてそういうことを書いとられるということですが、実際に請願書ですので、もう少し現実的なことを意見として記するべきじゃないかと思うんですけど、その辺のところはどうなんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○経済常任委員長（中田 元君） 今ここでの意見として働きかけることというふうにあげておりますけれども、最終的には我々経済常任委員会としては県のほうに対して要望なり意見等を、この発委をして出したらというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） この間、この馬橋を含めて、この下の能美製材さんのところまでの橋が4つしかあったと思います。そこでもう少し現実的な要求をされたほうが、それは請願ですので仕方がないんですけど、事故が多いとかそういうことが実際に起こってるわけですので、そういうところをもう少し住民の方の安全を考えれば、あの距離の中に新設する橋が4つあって、果たしてそれが合理的なのかどうかということも考えて、もしそれを残すのであれば住民の安全対策をもう少しこの意見に記するべきじゃないかと思うんですけど、その辺の議論はなされましたか。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○経済常任委員長（中田 元君） 今の馬橋付近には沢田の地区の方の橋のたもとに馬橋という停留所がございます。今実際に高校生等がその馬橋のバス停を利用しておりますので、この橋を今質問として、今4カ所あるからというお話でございますけれども、実際に昨日現地視察の場合もかなりの車が通行したりしますので、その辺のことも一応協議はいたしております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第14、請願第3号町道馬橋線の「馬橋」橋梁改良工事に関する請願書を採決します。この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、日程第14、請願第3号町道馬橋線の「馬橋」橋梁改良工事に関する請願書は採択とすることに決定をしました。

日程第15. 陳情第3号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第15、陳情第3号七日市水路に関する陳情を議題とします。

本件についての経済常任委員会の報告を求めます。5番、中田経済常任委員長。

○経済常任委員長（中田 元君） それでは、平成29年9月15日、吉賀町議会議長安永友行様、経済常任委員会委員長中田元。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。1、受理番号、第134号、陳情第3号、件名、七日市水路に関する陳情。2、審査年月日、平成29年9月14日。3、審査結果、採択。全員賛成と決した。4、意見、緊急性を要する箇所（C箇所）については早急に対応すること。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ただいま経済常任委員会からの報告が終わりましたので、これより委員長に対し質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） この水路はそもそも農業用水路なんではないでしょうか。それとも生活排水なんかの排水のための水路だったのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○経済常任委員長（中田 元君） 本来は農業用水と伺っておりますが、現在はずっと上流のほ

うは今も農業用水と使われております。現在は、ことし、サクラマス交流センターもできました。それからその下流のほうに、下流というか、プール等もございますけど、そのような公共用施設用の排水として使われております。実際は、この用水を管理しておるのは今の言う農業用水ということでございますが、その辺の予算的措置ということもいろいろ経済委員会の中では議論したところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 農業用水ということですけど、農業用水でしたら改修なり修繕は受益者が負担するということになると思いますけど、その辺のこの議論はされましたか。こういう事例は、農業用水が高齢化とか耕作者が減る中で、だんだん維持ができなくなってる地域もあるわけですので、そういう事例がこのたびのことが、今委員長、農業用水だと言われましたので、一つの事例をつくることになると思いますけど、その辺のここは議論をされたかどうかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○経済常任委員長（中田 元君） 今、農業用水とそれから今の下流のほうに入ると、どうしても公共用の吉賀高校あるいは中学校等の校庭の排水等、いろいろ民家の方の用排水と重なっておりますので、その辺のことも今庭田議員が言われたように、この前例つくるということはどうであらうかというようなことも一応討議しております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第15、陳情第3号七日市水路に関する陳情を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、日程第15、陳情第3号七日市水路に関する陳情は採択とすることに決定をしました。

日程第16. 閉会中の調査報告について

○議長（安永 友行君） それでは、日程第16、閉会中の調査報告について。

お手元に配付のとおり総務常任委員会より報告書が提出されております。これについて総務常任委員長からの報告を求めます。2番、大多和総務常任委員長。

○総務常任委員長（大多和安一君） お手元に配付しております委員会調査報告書を読み上げて報告にかえます。

平成29年9月15日、吉賀町議会議長安永友行様、総務常任委員会委員長大多和安一。
委員会調査報告書。

閉会中の調査事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり報告します。

記。1、調査事件、件名、福祉全般について。2、調査事件についての報告。別紙のとおり。

おめくりください。別紙。吉賀町議会総務常任委員会は福祉全般について、吉賀町民生児童委員協議会理事会と意見交換会を実施した。意見交換会のテーマは、吉賀町の地域福祉の現状と課題であり、主として以下の4点で実施した。

1、移動手段困難者の暮らしやすさの向上について。

2、要援護高齢者及び障がい者等生活を送る上での困難を生じている人たちへの支援について。

3、限界集落による隣保関係の希薄化ひいては崩壊や集落の崩壊が進む中で残された世帯が孤立している現状について。

4、住民、自治会、各団体組織、議員、民生児童委員の地域社会の中でそれぞれの役割と関係性について。第1回目期日、平成28年10月25日火曜、場所、吉賀町役場六日市本庁舎2階会議室、出席者、民生児童委員協議会側理事8名、事務局3名、議会側、総務常任委員5名、議長、事務局1名。第2回目期日、平成29年6月19日月曜、場所、吉賀町役場六日市本庁舎2階会議室、出席者、民生児童委員協議会側、理事9名、事務局3名、議会側、総務常任委員5名、議長、事務局2名。

1、意見交換会から町としても対策が必要な問題点。

①災害時に手助けが必要な人が26%（アンケート調査結果）存在しており、支援者がいないため避難できない人や近所づきあいの減少による地域における孤立化が進んでいる。②住民は自治会以下の小規模な単位を身近な地域としてとらまえており、住民同士のつながりは保たれているが、一方では、人口減少や高齢化により独居世帯が増加し、不安や悩みについての相談相手が減少している。③地域活動は自治会中心で行うのがよいが、旧町村単位では自治会活動にも温度差がある。④町営住宅を初めとして各種住宅入居者、新築等して新たに住民となった世帯、UIターン者の若い世代は自治会に加入しないケースが多く、地域活動への参加が少ない。⑤自主防災組織の立ち上げに当たっては、民生委員の協力は必要であり、要援護者等の個人情報の開示

に関する了解を行政側で得る必要がある。⑥六日市本庁舎及び柿木分庁舎にそれぞれの地域振興室を設置し、相互の庁舎間の連携をとる仕組みとなっているが、各種の申請時には担当でないとわからないなどのため、それぞれの庁舎に町民が出向く必要が生じている。したがって、両庁舎を連結する直通デマンドバスが要求されている。⑦地域間の交通の便が悪いが大多数の意見である。⑧デマンドバスに関しても家から家へのデマンドバスではなく、バス停からバス停へのデマンドバスとなっており、しかも六日市地区と柿木地区ではシステムが違っており、早急な対策が必要である。⑨運転免許証返納事業に関して。イ、町民への周知が十分でなく、特に周知文書等については文字が細か過ぎて高齢者には読みづらく、人に優しいまちづくりとは言いがたい。ロ、もともと運転免許証を保有していない人への対策がとられていないのに、保有者だけが自主返納して支援を受けることには違和感がある。税金を使うのであれば、公平にする必要がある。総合的な対応が必要である。

2、委員会としての提言。

I. 地域公共交通及び交通弱者、買い物弱者対策について、現行の地域公共交通に関する問題点は多々ある。例えば、イ、デマンドバスの通過しない地区への対策。例、蔵木、利光地区、六日市、久保田、溝上地区、立河内地区、幸地地区、注連川、河内地区等々。ロ、六日市地区と柿木地区が直結されていない問題。ハ、家から家への本来のデマンドとなっていない状況。ニ、乗降に補助が必要な人への対策。加えて地域公共交通が充実することにより運転免許証返納も進み、安全で優しいまちづくりが進むと思われる。したがって、地域公共交通と交通弱者対策について、コンサルタント等に委託し、住民のニーズを調査、研究し、各公民館、自治会単位での総合的な交通体系の見直しを行うなどの対策を早急にとられたい。

II. 六日市本庁舎と柿木分庁舎をテレビ電話等で結ぶなどにより、町民がわざわざ両庁舎に出向かなくても、どちらか一方の庁舎で用事が終えるようなシステムを構築するため、住民ニーズと費用対効果を検討すること。あわせて各公民館ともテレビ電話で連絡できれば、さらに便利なシステムとなると思われる。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で総務常任委員会からの報告は終わります。本件については報告で終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会といたします。御苦勞でございました。

午前11時39分散会